

飲食店の皆様へ

受動喫煙対策が強化



令和2年4月1日から

原則、**店内(屋内※)禁煙**

従業員を含む20歳未満は喫煙エリア立入禁止

※屋内…屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部をいいます。

店内で喫煙する場合、基準を満たした喫煙室であれば設置することができます。



店舗で必要な受動喫煙対策パターンはこちら！

次のA～Dの中から選択してください（詳しい説明は2・3ページ）。

A 店内全面禁煙



B 喫煙専用室 飲食×



喫煙専用室設置

C 加熱式たばこ専用室 飲食○



加熱式たばこ専用喫煙室設置

D 喫煙目的店



管理者の主な義務と罰則

- ▶ 店内禁煙エリアへの灰皿等の喫煙器具の設置禁止
- ▶ 標識の掲示
- ▶ 喫煙室の基準適合
- ▶ 20歳未満の者（従業員含む）の喫煙室への立入禁止

罰則の例

店内禁煙エリアに灰皿等を設置
⇒最大50万円

なお、令和2年4月1日時点で既に営業している、次の要件を満たす飲食店については経過措置として、飲食しながら喫煙することが可能です。経過措置の適用を受けるためには、相模原市保健所に必ず届出が必要です。

- ▶ 個人又は中小企業（資本金5,000万円以下）が経営
- ▶ 客席面積100㎡以下

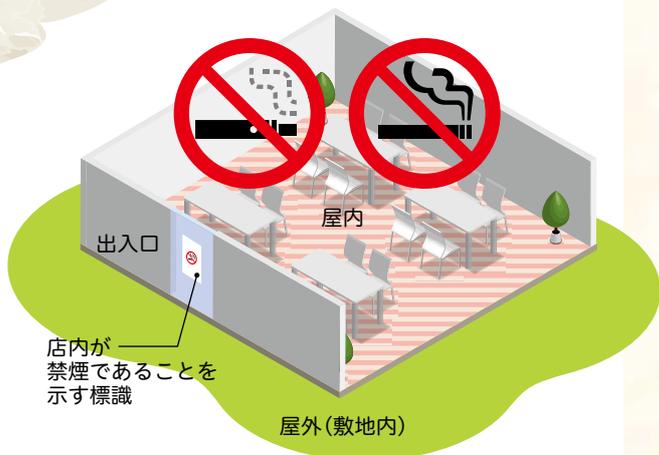
令和2年4月1日以降に営業を開始する飲食店は経過措置の適用は受けられません

詳しくは、健康増進課受動喫煙対策担当（☎042-769-8055 受付時間 8:30～17:00〈土日・祝日、年末年始を除く〉）へお問い合わせいただくか市ホームページをご確認ください。

相模原市 受動喫煙対策



A 店内を禁煙にする場合



法律における義務

- 健康増進法による規定：なし

県条例における義務

- 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例：「禁煙」標識の掲示



禁煙標識の取得方法

- 神奈川県健康増進課 (045-210-5025) へ標識の郵送を依頼
- 県ホームページからダウンロード
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f6955/p23024.html>



神奈川県 禁煙 表示

- 相模原市保健所健康増進課の窓口へ来庁して標識の受け取り (中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館4階)
- 標識の掲示場所：店の出入口
- 届出について：禁煙店は届出不要

屋外に喫煙場所を設ける場合の配慮義務

施設管理者が、屋外の敷地に喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが法律で義務付けられています。

【配慮の例】

- 施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しない。
- 喫煙場所の付近に、窓や換気扇のあるところには設置しない。

B 店内に「喫煙専用室」を設置する場合



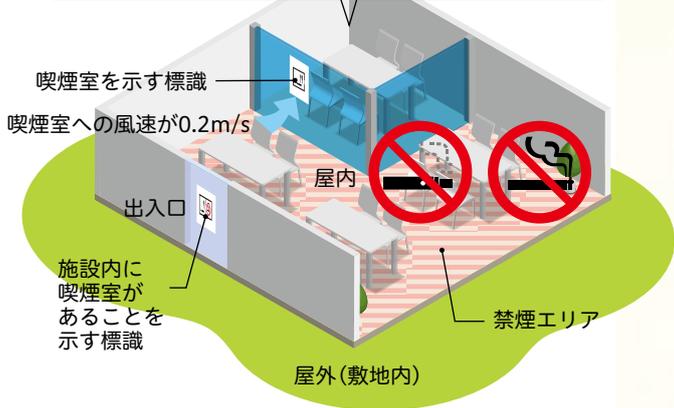
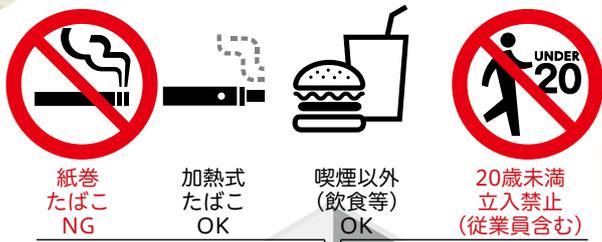
喫煙室のポイント

- 紙巻きたばこ：喫煙可能
- 加熱式たばこ：喫煙可能
- 喫煙以外 (飲食等)：不可
- 20歳未満(従業員含む)の立入り：禁止



法律における義務	喫煙専用室
法律で定められた技術的基準	たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守 (4ページ)
標識の掲示 (掲示場所と 掲示内容)	<施設の主な出入口> ● 喫煙専用室が設置されていること <喫煙室の出入口> ● 喫煙専用室であること ● 20歳未満立入禁止

C 店内に「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置する場合



喫煙室のポイント

- 紙巻きたばこ：喫煙不可
- 加熱式たばこ：喫煙可能
- 喫煙以外（飲食等）：可能
- 20歳未満（従業員含む）の立入り：禁止
- 加熱式たばこ専用喫煙室は当分の間の措置



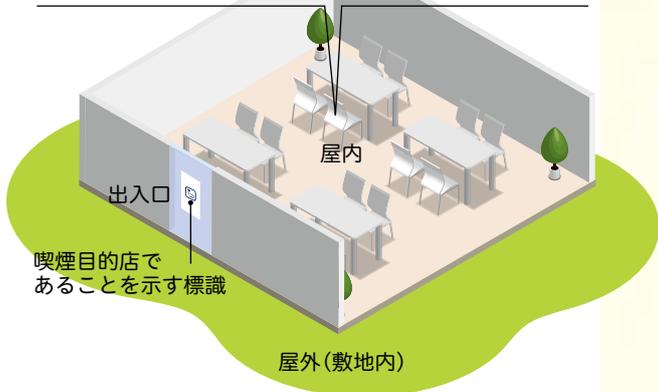
法律における義務	加熱式たばこ専用喫煙室
法律で定められた技術的基準	たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守（4ページ）
標識の掲示（掲示場所と掲示内容）	<施設の主な出入口> ● 加熱式たばこ専用喫煙室が設置されていること <喫煙室の出入口> ● 加熱式たばこ専用喫煙室であること ● 20歳未満立入禁止
広告又は宣伝	店の営業について広告又は宣伝をするときは、加熱式たばこ専用喫煙室を設置していることを明らかにしなければならない

【神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例】
禁煙区域が施設の面積の概ね2分の1以上とする

D 喫煙目的店を設置する場合

喫煙する場所を提供することを主たる目的とするシガーバー等については、喫煙目的店（喫煙目的施設）の要件を満たす場合に設置が認められます。

店内全体を喫煙目的店にする場合



対象

飲食ではなく喫煙を主目的とするシガーバー等

以下の要件を満たす飲食店

- たばこ事業法に基づく財務大臣の許可を得て、たばこの対面販売（出張販売を含む）をしていること
- 「通常主食と認められる食事（米飯・パン・麺類等）」を主として提供していないこと



喫煙室のポイント

- 紙巻きたばこ：喫煙可能
- 加熱式たばこ：喫煙可能
- 喫煙以外（飲食等）：可能
- 20歳未満（従業員含む）の立入り：禁止

法律における義務	店内全体を喫煙目的店	店内の一部を喫煙目的室
法律で定められた技術的基準	たばこの煙の流出を防止するための技術的基準の遵守（4ページ）	
標識の掲示（掲示場所と掲示内容）	<施設の主な出入口> ● 喫煙目的店であること ● 20歳未満立入禁止	<施設の主な出入口> ● 喫煙目的室が設置されていること <喫煙室の出入口> ● 喫煙目的室であること ● 20歳未満立入禁止
書類の保存	製造たばこの小売販売業の許可に関する情報	
広告又は宣伝	店の営業について広告又は宣伝をするときは、喫煙目的室を設置していることを明らかにしなければならない	

注意！

たばこの販売許可を得ずに個人的に買い置きたばこを客に販売することは、要件に当てはまらないため、喫煙目的店とは認められません。

基準 喫煙専用室等における必要な措置（たばこの煙の流出を防止するための技術的基準）

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、毎秒0.2m以上であること
- ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

※技術的基準に関する経過措置

令和2年4月1日時点で既に存在している建築物で、施設管理者等の責めに帰すことができない事由によって上記基準を満たすことが困難である場合は、一定の経過措置があります（詳しくは市ホームページをご確認ください。）

基準に違反した場合、最大50万円の過料あり

標識の入手方法

各種標識は、相模原市ホームページ、厚生労働省ホームページからダウンロードが可能です。プリントアウトして掲示してください。

相模原市 受動喫煙対策



〈標識例〉



受動喫煙対策に関する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。詳しくはホームページを確認してください。

◆相談支援（無料）／厚生労働省

労働衛生コンサルタント等の専門家が現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な対策が実施できるよう、個別に相談・助言を行っています。また、（厚生労働省）受動喫煙防止対策助成金の申請書類の記載方法等についても相談可能です。

ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049989.html>

担当部署 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

具体的なお問い合わせ先はホームページをご確認ください。



◆財政支援／厚生労働省

<喫煙専用室等の設置に関する助成金（受動喫煙防止対策助成金）>

中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

問い合わせ先 045-211-7353（神奈川県労働局健康課）

ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>



◆財政支援／全国生活衛生営業指導センター

<生衛業受動喫煙防止対策事業助成金>

従業員を雇用せず単独で事業を行っている方への助成を行う制度です。

問い合わせ先 045-212-1102（神奈川県生活衛生営業指導センター）

ホームページ <https://www.seiei.or.jp/smoking/>



～ 望まない受動喫煙を防止するためご理解とご協力をお願いします ～

お問い合わせ先：相模原市保健所 健康増進課 受動喫煙対策担当 ☎042-769-8055